

令和7年9月

藤沢市農業委員会総会

日時：令和7年9月25日（木）

午後2時31分～午後3時06分

場所：本庁舎5階 5-1会議室・5-2会議室

藤沢市農業委員会

藤 沢 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

藤沢市農業委員会総会を令和7年9月25日（木）本庁舎5階5－1会議室・5－2会議室に招集する。

出席委員は、次のとおり

|     |       |     |      |
|-----|-------|-----|------|
| 2番  | 小林正幸  | 18番 | 北村利夫 |
| 4番  | 田代恵美子 | 19番 | 宮治政彦 |
| 6番  | 関根栄一  | 21番 | 佐藤智哉 |
| 7番  | 齋藤義治  | 22番 | 澤野孝行 |
| 8番  | 井上哲夫  | 23番 | 平川勝昌 |
| 9番  | 上田洋子  | 24番 | 神崎享子 |
| 10番 | 吉川誠   | 25番 | 砂川耕介 |
| 12番 | 三上健一  |     |      |
| 13番 | 吉原豊   |     |      |
| 14番 | 加藤登   |     |      |
| 15番 | 伊澤忠治  |     |      |
| 16番 | 井出茂康  |     |      |
| 17番 | 漆原豊彦  |     |      |

欠席委員は、次のとおり

|     |      |     |      |
|-----|------|-----|------|
| 1番  | 落合喜治 | 3番  | 永野良徳 |
| 5番  | 西山弘行 | 11番 | 飯田芳一 |
| 20番 | 安藤康彦 |     |      |

農業委員会事務局職員の出席は、次のとおり

|      |     |     |     |     |   |
|------|-----|-----|-----|-----|---|
| 事務局長 | 山 本 | 主 幹 | 坂 間 | 主 査 | 森 |
| 事務職員 | 守 田 |     |     |     |   |

委員会の日程は、次のとおり

- 日程第 1 議案第 34号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第 2 議案第 35号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第 3 議案第 36号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案  
について
- 日程第 4 議案第 37号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案  
に対する意見について
- 日程第 5 報告第 16号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案  
の変更について
- 日程第 6 報告第 17号 農地の貸借の合意解約通知について
- 日程第 7 報告第 18号 藤沢市農業委員会規程第9条第2項に基づく報告につ  
いて

開会 午後2時31分

事務局（山本事務局長） それでは、定刻となりましたので、「藤沢市農業委員会総会」を開催したいと思います。

まず初めに、事務局から、今回の議事に関して説明をさせていただきます。

事務局（森 主査） 議案書の3ページをお開きください。

「農地法第5条の規定による許可申請」ということで、宮原の案件がありましたけれども、直前になりまして、事業内容を見直したいというお話がございましたので、今回の総会では上程しないということで話をしましたので、今回は、3ページは丸々なしという形になります。

議案書は間に合わなかったもので、そのままですが、3ページは特になしで進めますので、お願いいたします。

以上です。

事務局（山本事務局長） はい。

それでは、早速「総会」を開催したいと思います。

まず初めに、本日の委員の出席状況を確認したいと思います。委員の総数25名で、出席者20名でございます。

それでは、初めに齋藤会長から御挨拶をお願いいたします。

会長（齋藤義治委員） 皆さん、こんにちは。委員の皆様方におかれましては、何かとお忙しい中を、総会にお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

秋のお彼岸ということで、何か急に涼しくなりました。涼しくなると、皆様方も大変忙しいかと思いますが、主食である米でのことでございますけれども、昨年は収穫量が足りなかったのではないかとございまして、農水省に言わせますと、最終的には、米の生産量が足りなかったことが米の不足になったようでございます。

去年から今年にかけて、米の価格が大変高騰しておりますけれども、量が少なかったことが原因ということでございます。

それにつきまして、その後、今年は米の作付けが大分増えたようでございまして、収穫量が、約50万トン増えるのではないかとということでございます。現在は、新米の価格がかなり高騰しておりますが、現実的に昨年を上回る収穫量になりますと、果たして今後、この米の価格がどのように推移をしていくのか、大変心配なところでございます。

米の価格も需要と供給のバランスで決まりますので、供給のほうが多くなりますと、どうしてもバランスが崩れまして、価格も下降気味になることも予想されております。

そうした中で、先日、各県の時給の最低限というのが発表になりました。金額は、今年の10月5日から、パートやアルバイトの最低賃金が、神奈川県では1,225円だそうです。農家の時給が10円だとか20円と言われている時代でございますが、1,225円が、来月からパート、アルバイトの最低限ということになるようでございますので、そういうようなことになりますと、人手不足でアルバイトを使ったりしている農業経営にとっても、だんだん厳しくなっていくのではないかなということでございます。

こういうことがどんどんどんどん出てきますと、農家の収入も上がっていかない、パート、アルバイトもなかなか雇えないということも現実的に起こってくるのではないかと思っております。

そうしたことも踏まえて、農業に対するいろいろな政策や、あるいは助成金、補助金というものも、これからもどんどん必要になってくるのではないかなということは感じております。これからの農業経営の中で、農家の収入というものも、もっと現実的に考えていかなければいけない時代になってくるようでございます。

それでは、9月の総会を開会いたします。よろしく御協力のほどをお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。

事務局（山本事務局長） 会長、ありがとうございました。

それでは、これより議事に入りますが、藤沢市農業委員会総会会議規則第5条の規定に基づき、齋藤会長に議長をお願いいたします。

議長（齋藤義治委員） それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

なお、本会議を公開することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） 事務局、本日の傍聴人はいらっしゃいますか。

事務局（守田事務職員） いいえ、いらっしゃいません。

議長（齋藤義治委員） はい。

それでは、これより会議を開きます。

なお、議事録署名人につきましては、議席番号順により、4番の田代恵美子委員と、6番の関根栄一委員の御両名をお願いをいたします。

それでは、これより議事に入ります。

日程第1、議案第34号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

森 主査。

事務局（森 主査） それでは、「農地法第3条の規定による許可申請について」、御説明をさせていただきます。

地区、御所見・遠藤。番号1。譲受人、住所氏名、記載のとおり。従事者、1人。所有面積、10a。耕作面積、188a。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、用田1筆。地目、畑。地積、1,011㎡。権利の種類、売買による所有権移転。申請理由、譲受人、農業経営規模拡大のため。譲渡人、譲受人の要望による。

続きまして、番号2。譲受人、住所氏名、記載のとおり。従事者、2人。所有面積、4a。耕作面積、114a。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、打戻1筆。地目、田。地積、1,259㎡。権利の種類、売買による所有権移転。申請理由、譲受人、農業経営規模拡大のため。譲渡人、譲受人の要望による。

続きまして、地区、六会・長後。番号3。譲受人、住所氏名、記載のとおり。従事者、4人。所有面積、耕作面積、ともに220a。譲渡人、住所氏名、記





申請地については、柿を生産する計画です。

地区協の意見といたしましては、農地法第2条第3項各号の全てに該当するとともに、第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えております。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

井上委員。

8番（井上哲夫委員） この件について、地区協で本人との面談をしたのですが、一貫性のない返事が得られたような気がして。

それで、この件で、要するに5項目の確認書というか、確認事項を書面にて、提出してもらうことになっていたのですが、事務局、どうですか。

森 主査。

事務局（森 主査） 御指摘があったとおり、申請地への進入路が狭いことだったり、営農する作物の関係だったり、そういうところもございますので、正式には合計7項目について、地区協議会で出たとおりにやりますということで、総会前に書面にて提出されていることを確認しております。

以上です。

8番（井上哲夫委員） そうすると、今後の動向を、地元の農業委員さんというか、近隣の農家もありますので、その動向を見ていくしかないということですね。

事務局（森 主査） おっしゃるとおりで、農地として取得しておりますので、何かあれば事務局まで、お話しいただければと思います。

8番（井上哲夫委員） そういうことですね。分かりました。

議長（齋藤義治委員） それで、ここで、いわゆる農地所有適格法人という形が出ていますが、この会社の実態というか、具体的な経営の内容はどういうものですか。

事務局（森 主査） 農地所有適格法人というのが、主に法人形態要件だったり事業要件、あとは構成員の中から議決権の過半が農業関係者で占められているというところがございまして、株式会社でございまして、法人要件としては満たし

ていると。

事業要件の中で、法人の売上げの過半が農業関係の収入というのがございまして、こちらについては、この法人の近隣の市町村、寒川町だったり茅ヶ崎市で農地を所有していて、その中で農園利用方式ということで、農地を貸さずに農作業を行う農業体験農園をやっているということで、その収入が、今は全てになっているということですが、収入は農業関係の収入であることを確認しております。

果樹についても、販売までは至っていないという形になっておりますので、今後、販売ができるものについては収入として計上していきたいということで、要件としては満たしていることを確認しております。

議長（齋藤義治委員） それで、この適格法人で、要するにこの会社自体は他の市町にあるらしいですね。それで、他の市町だとかほかのところでもやっているのですが、適格法人だと年に1回の報告義務があるでしょう。それは、他の市町の農業委員会に出すのか、あるいは藤沢でやっている場合には、藤沢市の農業委員会に報告義務があるのか、その辺はどうなっていますか。

事務局（森 主査） 耕作している市町村に出す義務がございますので、この法人については、昨年、打戻の農地を取得しておりまして、報告自体は上がっておりますので、毎年、藤沢にも報告が上がってくるという形になっております。

議長（齋藤義治委員） それで、藤沢の場合は、打戻でやっているところは、どういう報告があったんですか。要するに売上げがこのぐらいだとか、そういうふうなことの報告があったんですか。

事務局（森 主査） 打戻の土地については、現況としましては、果樹の苗が植わっているところになっておりまして、実ができていたりとか、収穫ができていたりというような状態ではございません。

それで、報告というのは、法人の事業についての報告になりますので、法人全体として1年間でどれだけ売上げがありました、それは農業関係です、とか、この要件が全て満たされているかどうかという報告になっております。

議長（齋藤義治委員） それは、各市町村の農業委員会全部に出すんですか。同じも





なお、現地確認を行い、特段問題はございませんでした。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、本件について、意見のある方はお願いをいたします。

— — — — —  
— — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第36号、番号6、7、12、13について、承認することに御異議  
はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第36号、番号6、7、12、13について、  
承認することに決定をいたします。

退席している委員の入室をお願いいたします。

（退席委員 入室）

議長（齋藤義治委員） それでは、本議案、番号1から番号5、番号8から番号11、  
番号14から番号18について、事務局の説明を求めます。

守田事務職員。

事務局（守田事務職員） 続きまして、本議案、番号1より御説明をさせていただきます。

番号1は、用田で100aを耕作する方の農業経営基盤強化促進法に基づく  
利用権設定から農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画への切り替  
え分で、当該地では、果樹を作付けしていくとのことです。

番号2は、用田を中心に720aを耕作する法人の新規借受分で、当該地では、  
水稻を栽培していくとのことです。

番号3は、用田で62aを耕作する方の利用権設定から農地中間管理への切  
り替え分で、当該地では、野菜を作付けしていくとのことです。

番号4、番号5は、葛原で30aを耕作する方の新規借受分で、当該地では、  
野菜を作付けしていくとのことです。







以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 本件につきましても、報告事項でございます。お目通しの上、御質問等がございましたら、お願いをいたします。

— — — — —  
— — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、報告第17号を終了いたします。次に移ります。

日程第7、報告第18号「藤沢市農業委員会規程第9条第2項に基づく報告について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

守田事務職員。

事務局（守田事務職員） それでは、「藤沢市農業委員会規程第9条第2項に基づく報告について」、御説明いたします。

本件につきましては、まず14ページが「農地法第3条の3第1項の規定による届出」でございます。

御所見・遠藤地区が1件となっております。

続きまして、15ページが「農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出」でございます。

六会・長後地区が2件、藤鶴・村岡・明治地区が3件、合計5件となっております。

続きまして、16ページから17ページまでが、「農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出」でございます。

六会・長後地区が5件、藤鶴・村岡・明治地区が3件、合計8件となっております。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 本件につきましても、報告事項でございますので、お目通しの上、御質問等がございましたら、お願いをいたします。

— — — — —

――  
議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、報告第18号を終了いたします。

以上をもちまして、本日子定をしておりました議事については、全て終了いたしました。

事務局から、何か報告事項等ございますか。

（その他報告等：なし）

それでは、以上をもちまして、9月の総会を閉会といたします。

御審議をしていただきまして、ありがとうございました。

閉会 午後3時06分

以上のとおり相違ありません。

議 長 齋 藤 義 治

署名委員 ( 番)

署名委員 ( 番)